

2019 年 11 月 20 日

兜 倶 楽 部 各 位

日 本 証 券 業 協 会

パブリックコメントの募集について

本日付で、別紙のとおり、下記の事項についてパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

○「定款」の一部改正について

募集期間： 2019 年 11 月 20 日（水）から 2019 年 12 月 19 日（木）17:00 まで

所 管： 総務委員会

内 容： 我が国の金融・資本市場の活性化や国際競争力の強化を図るため、2014 年 3 月に証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」の実現に向けた改正金融商品取引法が施行され、2020 年 7 月を目途に東京商品取引所から大阪取引所へ上場商品が移管され、「総合取引所」として統合されることとなった。

今般、「総合取引所」への移行に対応するため、上記金融商品取引法の改正により新たに第一種金融商品取引業として規定された商品デリバティブ取引に係る業務に関する規定の整備を図るなど、定款の一部を改正することとする。

パブリックコメントの募集方法

郵便又は専用フォームにより募集

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋 2 丁目 11 番 2 号

日本証券業協会 総務部 宛

専用フォームの場合： <https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=21>

○本件に関するお問い合わせ先：管理本部 総務部 （TEL：03-6665-6800）

以 上

総合取引所への移行に伴う「定款」の一部改正について（案）

令和元年 11 月 20 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

我が国の金融・資本市場の活性化や国際競争力の強化を図るため、2014 年 3 月に証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」の実現に向けた改正金融商品取引法が施行され、2020 年 7 月を目途に東京商品取引所から大阪取引所へ上場商品が移管され、「総合取引所」として統合されることとなった。

今般、「総合取引所」への移行に対応するため、上記金融商品取引法の改正により新たに第一種金融商品取引業として規定された商品デリバティブ取引に係る業務に関する規定の整備を図るなど、定款の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- ① 第一種金融商品取引業の範囲の拡大に伴い、「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」の定義を加えるとともに、「有価証券の売買その他の取引等」などの定義を見直す。（第 3 条）
- ② 「特定業務会員」の対象となる業務に、「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務」を加える。（第 5 条）
- ③ その他所要の改正を行う。

3. 施行の時期

この改正は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

以 上

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：令和元年 11 月 20 日（水）から令和元年 12 月 19 日（木）17:00 まで（必着）
- ② 提出方法：郵送又は協会ホームページ内専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋 2 丁目 11 番 2 号

日本証券業協会 総務部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=21>

(2) 意見の記入要領

件名を「定款の一部改正に対する意見」とし、次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

- ① 氏名又は名称
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

○ 本件に関するお問合せ先：管理本部 総務部 （03-6665-6800）

「定款」の一部改正について（案）

令和元年 11 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（定 義） 第 3 条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ～ （ 現 行 ど お り ） 7 8 有価証券の売買その他の取引等 有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等、<u>特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等</u>をいう。 9 金融商品仲介業者 協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする同法第 2 条第 12 項に規定する金融商品仲介業者のうち、同条第 11 項に規定する金融商品仲介業（同項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為（同項第 2 号に掲げる行為にあつては、金融商品取引法施行令第 16 条の 4 第 2 項第 1 号イからハ及び同項第 2 号に掲げる取引に係るものを除く。）に係る業務に限る。）を行う者をいう。	（定 義） 第 3 条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ～ （ 省 略 ） 7 8 有価証券の売買その他の取引等 有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等<u>及び</u>特定店頭デリバティブ取引等をいう。 9 金融商品仲介業者 協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする同法第 2 条第 12 項に規定する金融商品仲介業者のうち、同条第 11 項に規定する金融商品仲介業（同項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為（同項第 2 号に掲げる行為にあつては、金融商品取引法施行令第 16 条の 4 第 2 項各号に掲げる取引に係るものを除く。）に係る業務に限る。）を行う者をいう。

改 正 案	現 行
10 <u>商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等 金商法第 43 条の 2 の 2 に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。</u> (協会の要件) 第 5 条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の種類に応じ、当該各号に定める者とする。 1 会 員 金融商品取引業者のうち、 第一種金融商品取引業（店頭金融先物取引等及び第 3 条第 7 号ニに掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務を除く。以下この条において同じ。）を行う者（次号イ<u>からハ</u>に掲げる業務のみを行う者を除く。） 2 特定業務会員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる業務のみを行う者 イ 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務 ロ 金商法第 29 条の 4 の 2 第 10 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務 <u>ハ 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務</u> 3 特 別 会 員 金商法第 2 条第 11 項に	(新 設) (協会の要件) 第 5 条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の種類に応じ、当該各号に定める者とする。 1 会 員 金融商品取引業者のうち、 第一種金融商品取引業（店頭金融先物取引等及び第 3 条第 7 号ニに掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務を除く。以下この条において同じ。）を行う者（次号イ<u>又はロ</u>に掲げる業務のみを行う者を除く。） 2 特定業務会員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる業務のみを行う者 イ 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務 ロ 金商法第 29 条の 4 の 2 第 10 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務 (新 設) 3 特 別 会 員 金商法第 2 条第 11 項に規

改 正 案	現 行
規定する登録金融機関（登録金融機関業務（同法第 33 条の 2 に規定する行為のうち、同条第 1 号（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）、第 2 号（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）若しくは第 3 号（特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係るものに限る。）に掲げるもの又は有価証券等管理業務をいう。）を行う者をいう。以下同じ。） （特定業務会員に対する準用規定） 第 30 条 第 15 条から第 21 条まで、第 25 条、第 26 条及び第 28 条から前条までの規定は、特定業務会員について準用する。この場合において、第 15 条から第 21 条まで、第 25 条、第 28 条及び第 29 条の規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 28 条中「会員権」とあるのは「特定業務会員権」と、第 17 条中「会員代表者」とあるのは「特定業務会員代表者」と、第 26 条中「会員が特定業務会員になるには、第 5 条第 2 号に規定する要件	定する登録金融機関（登録金融機関業務（同法第33条の 2 に規定する行為のうち、同条第 1 号（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）、第 2 号（同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）若しくは第 3 号（特定店頭デリバティブ取引等に係るものに限る。）に掲げるもの又は有価証券等管理業務をいう。）を行う者をいう。以下同じ。） （特定業務会員に対する準用規定） 第 30 条 第15条から第21条まで、第25条、第 26条及び第28条から前条まで（<u>第28条第 1 項第11号を除く。</u>）の規定は、特定業務会員について準用する。この場合において、第15条から第21条まで、第25条、第28条及び第29条の規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第28条中「会員権」とあるのは「特定業務会員権」と、<u>第19条第 1 項、第20条第 1 項、第29条中「会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者」とある</u>

改 正 案	現 行
を満たしたうえで、」とあるのは「特定業務会員が会員になるには、第5条第1号に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読み替えるものとする。 (総務委員会) 第64条 理事会に総務委員会を置く。 2 ～ (現行どおり) 10 11 総務委員会は、<u>分科会</u>を置くことができる。 12 総務委員会及び前項に規定する<u>分科会</u>の構成、運営等に関し必要な事項は「総務委員会規則」をもって定める。 (規律委員会) 第66条 本協会に規律委員会を置く。 2 規律委員会は、協会員及び<u>協会員</u>を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べることができる。 3 (現行どおり)	のは「特定業務会員」と、第17条中「会員代表者」とあるのは「特定業務会員代表者」と、第26条中「会員が特定業務会員になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、」とあるのは「特定業務会員が会員になるには、第5条第1号に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読み替えるものとする。 (総務委員会) 第64条 理事会に総務委員会を置く。 2 ～ (省 略) 10 11 総務委員会は、<u>財務分科会</u>を置くことができる。 12 総務委員会及び前項に規定する<u>財務分科会</u>の構成、運営等に関し必要な事項は「総務委員会規則」をもって定める。 (規律委員会) 第66条 本協会に規律委員会を置く。 2 規律委員会は、協会員及び<u>会員又は特別会員</u>を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べるすることができる。 3 (省 略)

改 正 案	現 行
(外務員等規律委員会) 第67条 本協会に外務員等規律委員会を置く。 2 外務員等規律委員会は、協会員及び<u>協会員</u>を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の役員又は従業員の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べることができる。 3 (現行どおり) 付 則 この改正は、令和2年3月1日から施行する。	(外務員等規律委員会) 第67条 本協会に外務員等規律委員会を置く。 2 外務員等規律委員会は、協会員及び<u>会員又は特別会員</u>を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の役員又は従業員の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べることができる。 3 (省 略)